

湯沢市運送事業者等緊急支援金交付要綱

令和4年6月30日

告示第100号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号）に定めるもののほか、湯沢市運送事業者等緊急支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この告示は、新型コロナウイルス感染症等に起因する原油価格の高騰により、経費の増加の影響が特に大きい道路運送事業者に支援金を交付することにより、事業者等の事業継続を支援し、地域の物流の維持を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、秋田県トラック運送燃料高騰緊急支援金支給要綱（令和4年6月27日付け商貿一119秋田県産業労働部長通知。以下「県要綱」という。）による支援金の交付決定を受けた者のうち、市内に住所又は主たる事務所を置く者で、かつ、市税の滞納がない者とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、県要綱により交付決定を受けた支援金の額と同額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、令和4年11月30日までに運送事業者等緊急支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）に県要綱の支給決定通知の写しを添えて、市長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、交付申請書の提出があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、運送事業者等緊急支援金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(その他)

第7条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。